

安全の手引き

令和7年3月
在中国日本国大使館

目 次

中国に渡航する前に

- 海外旅行保険への加入
- 「在留届」の提出

中国滞在について

- 犯罪発生状況、防犯対策
- 滞在時の留意事項
- 査証、出入国審査
- 風俗、習慣、健康等

緊急時への対応について

- 基本的心構え
- 常日頃からの準備が重要です。
- 緊急事態が発生した場合、まずは正確な情報の入手に努めてください。
- 必要に応じ、大使館に通報してください。
- 避難する必要が生じた時の心得

緊急時の連絡先

- 当地緊急通報先
- 問い合わせ先
- レファレンス

緊急時の中国語

中国に渡航する前に

1. 海外旅行保険への加入

中国で医療機関にかかると、高額な医療費が必要な場合があり、日本への緊急移送が必要な場合には数百万円、医療チャーター便の場合は数千万円の費用が必要になります。交通事故の被害に遭っても、相手方から十分な賠償を受けられない場合もあります。不測の事態に備え、海外旅行保険に加入することを強くお勧めします。

なお、クレジットカードには、海外旅行保険特約の付いたものがありますが、保険適用期間や、金額、疾病・事故等の原因により保険の適用にならない場合があります。クレジットカードの保険の内容については確認してください。

2. 「在留届」の提出

海外に3か月以上滞在する方は、必ず居住地を管轄する日本国大使館または総領事館へ「在留届」を提出してください（「旅券法」で提出が義務づけられています）。オンライン在留届で登録すれば、旅券や各種証明のオンライン申請が可能です。また、日本出発の3か月前からオンライン提出が可能です。住所や電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合や、日本へ帰国する場合には、「変更・帰国届」を登録（提出）してください。

また、3か月未満の海外渡航を予定されている方は、「たびレジ」の登録をお願いします。「在留届」や「たびレジ」を登録（提出）いただくと、当館からの渡航先の安全情報をメールで受け取れるほか、事件や事故に遭った場合や緊急事態の発生時に関係者への連絡を行うために使用されます。「在留届」や「たびレジ」は、外務省「海外安全ホームページ」からオンラインで登録（提出）できます（登録先：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>）。

2020年1月23日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、中国政府は武漢発着の全ての公共交通機関の運行を停止し、武漢に通じる道路が封鎖されました。当館は、「在留届」と「たびレジ」の情報に基づき武漢や湖北省の在留邦人と連絡をとり、滞在先から空港まで輸送しました。これにより、帰国を希望するすべての方が日本政府のチャーター機により帰国しました。

中国滞在について

1. 犯罪発生状況、防犯対策

中国の治安状況は全体としては安定していますが、各地で犯罪が発生しておりますので、下記の犯罪傾向と対策をご一読の上、身の安全確保に十分ご注意ください。また、犯罪被害や事故に

遭った場合は、直ちに110番に通報し、公安機関（最寄りの派出所）に届けてください。発生から届出まで時間が経過している場合、現場や被害の確認が困難になります。また、万一、暴力や強盗の被害に遭った場合は、相手が凶器を所持している場合もあるため、身の安全を第一に考え、むやみに抵抗しないようにしてください。

犯罪発生件数（中国国家統計局）

犯罪発生件数	2023		2022		2021	
	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比
殺人事件	5,443	2.8%	5,293	-18.8%	6,522	-8.9%
傷害事件	88,510	20.9%	73,212	-11.2%	82,476	3.5%
強盗事件	6,751	-0.7%	6,797	-29.9%	9,700	-14.2%
強姦事件	42,458	7.0%	39,693	0.3%	39,577	17.9%
女性・子供の誘拐事件	1,705	-40.9%	2,887	0.9%	2,860	-5.8%
窃盗事件	981,771	-18.5%	1,203,989	-24.9%	1,602,450	-3.4%
詐欺事件	1,694,757	5.9%	1,599,914	-18.1%	1,954,276	2.0%
密輸事件	6,033	33.5%	4,518	-10.7%	5,057	8.6%
偽造、貨幣等の偽造、偽造品の売買、運搬、所有、使用事件	987	25.7%	785	10.1%	713	-4.9%
その他	1,667,944	12.2%	1,486,171	12.2%	1,324,198	24.2%
刑事案件立件数（全体）	4,496,359	1.7%	4,423,259	-12.0%	5,027,829	5.2%

（1）安全確保

最近、中国各地で人の集まる場所（公園・学校・地下鉄・スポーツ施設等）やその周辺、路上において刃物や車輌によって殺傷する凶悪事件が発生しており、邦人が犠牲になる事件も発生しています。外出の際は不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも留意し、安全確保に努めてください。また、特にお子さん連れの方は、十分注意して行動してください。

●邦人の被害事案

- ◆ 広東省深圳市において日本人学校児童1名が登校中に刃物を持った男に襲われ死亡（2024年9月）
- ◆ 江蘇省蘇州市内の日本人学校スクールバス停留所において刃物を持った男が邦人母子及び中国人1名を切りつけ、中国人1名が死亡（2024年6月）
- ◆ 江蘇省蘇州市内の飲食店前の路上において邦人男性が刃物を持った男に襲われ負傷（2024年4月）

(2) スリ、ひったくり、置き引き

空港や両替所、地下鉄、街中のレストランなどで発生しています。

空港ではパスポートの出し入れが頻繁に行われるため、エレベーター内やタクシー乗り場で並んでいる際にパスポートを盗まれることが多いので、注意してください。また、銀行ATMの使用や記念撮影をする場合も、置き引きに注意し、荷物は目の届くところに置き、貴重品は体から離さないことが肝要です。

特に人混みが多いところでスリやひったくりが発生しているので、貴重品は身体に密着するタイプのファスナー付きのバッグやウエストポーチ等に入れ、常にバッグが自分の前面の目の届く位置になるよう携行してください（特に市場や観光地など混雑する場所では、カミソリ等でバッグを切られ在中の貴重品が窃取されるケースもあることから要注意）。リュック等も前に抱えて持つ等の細心の注意が必要です。また、パソコンや携帯電話が盗難に遭うケースもあるので、高価な持ち物は目の届くところに置くようにしてください。

(3) タクシーでの被害（ぼったくり、荷物の持ち去り等）

地方都市において、空港や駅で声をかけて来る運転手のタクシーや流しのタクシーを利用する際、不当に高い料金を請求される等のぼったくり被害が発生しています。また、スーツケース等をトランクから出さないうちに運転手が発車し、そのまま荷物が持ち去られる被害も見られます。こうした被害から身を守るため、①極力、携帯の配車アプリでの利用を心がける、②利用する車のナンバープレートや車種、運転手の名前を控えておく、③運転手の様子が不審な場合はその車に乗らない、④できる限り一人では乗らず、複数人で乗るように心掛ける等の安全対策を講じるようにしてください。

また、車内にパスポート、携帯電話や財布を置き忘れるケースも多く見られます。降車時には、忘れ物がないかどうか必ず確認し、万が一のために、領収証を必ず受領してください。これにより車両が特定でき、紛失物が戻ってくる可能性もあります。

中国では配車アプリが広く普及していますが、これを使用した中国人が拉致されて殺害される事件が発生しています。アプリには警察への通報機能があるので、乗車時に不安を感じたらすぐに通報できるよう、アプリの通報機能を必ず確認してください。

タクシーでの支払いに際して100元札（最高額紙幣）を渡したところ、運転手から偽札であるとして偽札にすり替えて返却され、降車後にその紙幣が偽札と判明する事案が報告されています（被害の大半が100元札）。タクシーで現金を支払う場合は、運転手に不審な動きがないか注視するとともに、できる限り小額紙幣を準備してください。

(4) 決済時の被害（偽札、クレジットカードのスキミング）

中国では電子決済が広く普及しており、日常生活で現金を使用することはほとんどありません。電子決済アプリを利用するためには、銀行口座の開設またはクレジットカード情報をアプリに登録する方法があります。

現金の使用は引き続き可能ですが、ATM やタクシーでの偽札被害が報告されています。引き出しや両替は信頼性の高い銀行で行い、換金証明を保管してください。また、ATM から引き出した現金の中に偽札が含まれていることが分かった場合、現金受領時に受け取った「取引明細書」とともに、ATM に掲示されている連絡先に直ちに通報してください。

銀行のキャッシュカードのスキミング、盗難クレジットカードの悪用等の被害が発生しています。キャッシュカードやクレジットカードを利用する時は、目の前で従業員がカードの操作をする 것을 確認する、暗証番号を他人にみられないようにする、決済金額を通知するショートメッセージサービスを利用するなど、不審な引き落としに対する予防策を講じることが必要です。

(5) 繁華街での被害（「買春」は違法です）

繁華街にある「バー」やカラオケ店、マッサージ店などでぼたくり被害に遭い、数十万円の支払いを強要されるケースがあります。また「日本語を勉強しているので教えてくれないか。」等と若い女性に片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求される例もあります。見知らぬ人物からの怪しい誘いは、はっきりと断ってください。

カラオケ店やマッサージ店の中には買春や性的サービスを誘う店がありますが、これらは、「治安管理処罰法」によって、15 日以下の拘留および 5,000 元以下の罰金に処されるほか、国外退去処分を受け数年間中国への入国が禁止されるケースもあります。そのような行為に誘われても、はっきりと断り、自ら要求しないことが肝要です。

(6) 振り込め詐欺

詐欺事件は、中国においても近年大幅に増加しており、最も検挙件数の多い事件です。特に、携帯電話やインターネットを使用した「振り込め詐欺」が増えています。検察院、法院（裁判所）や警察、携帯電話会社、銀行、郵便局、ネットショッピングサイト等の様々な機関を名乗って、「起訴されている、犯罪に関与した可能性がある、それらの証拠がある」等を語り、口座番号、暗証番号、生年月日等の個人情報を聞き出す手口であり、年々巧妙化しています。殆どが「振り込め詐欺」と考えられますので、名指しで電話がかかってきても相手にせず電話を切るようにし、不審なメールやショートメッセージのリンクは開かないようにしてください。

(7) 麻薬等違法薬物犯罪

麻薬の密輸、販売、運搬、製造、所持、譲渡に対しては厳罰が科せられます。これまで日本人

も多数検挙されており、うち8人に対して死刑が執行されています。

とりわけ、麻薬の「運び屋」として利用されないよう、航空機に搭乗する際には、中身の分からぬ他人の荷物は絶対に預からないようにしてください。知らなかつたと弁明しても、裁判で受け入れられる可能性は極めて低いです。

2. 滞在時の留意事項

(1) パスポートの携帯

「出入国管理法」により、16歳以上の外国人はパスポートの携帯義務があります。また、ホテルへの宿泊、航空機、鉄道、長距離バスの利用、主要観光地への入場の際にパスポートの提示を要求されます。

万一の紛失に備えて、パスポートの写しや写真（人定事項を記載したページ）をとり、パスポートとは別に保管してください。

パスポートを紛失した場合には、①最寄りの派出所における「事案発生証明」入手、②出入境管理局における「パスポート紛失証明」入手、③大使館（総領事館）におけるパスポート再発給、④出入境管理局における中国ビザ取得が必要となります。特に④について、北京では最長10営業日が必要とされています。

(2) 居住・宿泊の際の「宿泊登記」

「出入国管理法」により、外国人は、居住または宿泊開始後24時間以内に管轄の公安機関において「宿泊登記」をする必要があります、怠った場合2,000元以下の罰金が科せられます。厳しく管理している都市もありますので、注意が必要です。

サービスアパートやホテルに居住、宿泊する場合は施設が「登記」を代行しますが、友人宅や会社社宅等に宿泊する場合、日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合、個人でアパートの長期賃貸契約を結ぶ場合は、自ら「登記」を行う必要がありますのでご注意ください。

なお、「居留許可」の申請や居留期間延長等の手続を行うためには、「登記」に基づいて発行される「臨時住宿登記表」が必要となります。

(3) 「居留許可」

入国後「居留許可」手続きが必要な外国人（就労または180日を超える長期滞在者）は、中国入国後30日以内に管轄の出入境管理局（庁）へ「居留許可」を申請する必要があります。

居留期間を延長する場合は、「居留許可」有効期間満了の30日前までに申請が必要です。「居留許可」の発行や居留期間の延長には最長15営業日が必要とされています。

また、パスポート番号の変更等「居留許可」の内容に変更が生じた場合は、変更事由が生じた

日から 10 日以内に変更の申請が必要です。

(4) 就労

中国入国後は、労働部局から「外国人工作許可証」の発行を受け、管轄の出入境管理局（庁）において「居留許可」を申請します（※「外国人工作許可証」および居留許可の両方を取得前に就労した場合、出入境管理法違反となりますので注意してください）。居留期間を延長する場合は、「外国人工作許可証」の更新も行う必要があります。

ここ数年、各地において不法就労のため、処罰を受ける日本人が増えています。許可を得た就労目的と勤務実態が異なっている、本来中国の免許が必要な職業・職種であるにもかかわらず、免許を取得することなく業務を行っている等の場合は不法就労とみなされる場合がありますので、十分ご注意ください。

(5) 交通事故

中国では右側通行であり、多くの交差点では赤信号でも車両の右折が可能です。また、電動自転車、バイク等による信号無視、逆走、歩道上の走行も多いので、車を運転するときはもとより、歩行中であっても十分な注意が必要です。また、飲酒運転は中国でも違法であり、絶対にしないでください。

タクシー等に乗車した際に、事故に巻き込まれた場合、シートベルトを着用していないと、乗車する運転手（または相手車両の運転手）の過失にもかかわらず、任意保険の補償を 100 パーセント受けられない可能性があるので、シートベルトは必ず着用してください。

万一、交通事故に遭遇した場合は、まず交通警察（122）に通報してください。事故現場の保存が義務づけられていますので、警察官の到着までは車両は決して移動させないでください。

2023 年の中国における交通事故による死者数は 60,028 人となっています（同年の日本では 3,573 人）。

(6) いわゆる「スパイ行為」等

ア 中国は、2014 年に「反スパイ法」（反間諜法）を制定し、2023 年 4 月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化しています。当局から関連法規に違反したとみなされると取調べや長期間の身体拘束を余儀なくされたり、重い刑罰を科されたりするおそれがあるので注意が必要です。

刑法や反スパイ法には、「スパイ罪」、「スパイ行為」等が規定されていますが（後記(3)に詳述）、幅広い行為が「スパイ行為」とされている上、「その他のスパイ活動」も「スパイ行為」の 1 つとして規定されているため、列挙されているもの以外にも様々な行動がスパイ行

為とみなされる可能性があり、これらの法律の内容が当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈・運用される可能性もあります。

また、いわゆる「スパイ行為」のほか、中国では、「軍事施設保護法」、「測量法」等に違反するとされる行為も「国家安全に危害を及ぼす」とされ、拘束や刑罰の対象になる可能性があります。

さらに、2024年2月、中国国内の機関や企業による国家秘密の管理徹底を目的として国家秘密保護法の改正が行われ、5月1日に施行されました。国家秘密の定義や具体的な運用について不透明であるため、入手した情報の共有や発信が違法とみなされる可能性があります。

イ 具体的な留意事項

上記のような関係法規に関して、特に以下の諸点に十分留意してください。

(ア) 刑法第110条、反スパイ法第4条第2号には、「スパイ組織に参加する」、「スパイ組織及びその代理人の任務を引き受ける」といった行為が「スパイ行為」に当たるとされています。

中国側は具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当するか明らかにしておらず、国家安全当局から「スパイ行為」をしたとみなされた場合、厳罰に処せられる可能性がありますので、この点、特にご留意願います。

注：中国で発行されている反スパイ法の解釈本（王愛立主編「中華人民共和国反間諜法解釈」）によれば、「スパイ組織」とは「外国政府若しくは国外の敵対勢力が設立する、我が国の政治、経済、軍事等の面における国家秘密、インテリジェンス等の情報を収集し、若しくは我が国に対して転覆、破壊等の活動を行い、我が国の国家安全と利益に危害を及ぼすことを主な任務とする組織を指す」とされています。

(イ) 中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織にそれらを提供したりするのみならず、国家秘密、インテリジェンス等に該当するとされる情報（文書、データ等を含む）を何らかの手段で取得、保有しただけで、「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。

(ウ) 「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により、許可のない立ち入りや撮影等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。

(エ) 無許可のまま国土調査等を行うことは違法とされています。GPSを用いた測量、温泉

掘削等の地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も、「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全当局に拘束される可能性があります。（手書きのものを含む）地図を所持するだけで、その対象とみなされる可能性があります。

（才）「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合等でも、調査行為が法律に抵触することがありますので、共同調査を実施する中国側機関（学校等）との十分な打合わせが必要です。活動内容が「調査」や「情報収集」に該当する可能性がある場合には、細心の注意が必要です。

（カ）上記の各行為については、最近の行為（直近の中国入国時の行為）のみならず、過去の行為（以前の中国入国時の行為や中国以外での行為等）についても調査等の対象になり得ることに注意する必要があります。

ウ　中国国家安全部が公表しているスパイ事案摘発等の例（中国人のみならず、外国人にも関係する可能性がある事例があります。）

- （ア）外国人が、中国の国家機密を違法に外国に提供した。
- （イ）外国人が、国家機密情報を含む大量の情報を収集した。
- （ウ）出会い系アプリで知り合った女性からの依頼を受け、報酬を得るため、および女性の歓心を買うため、中国軍艦の停泊地や出港の様子を撮影した。
- （エ）軍用飛行場の施設、戦闘機の配置などを違法に何度も撮影し、ネット上で公開した。
- （オ）外国人が外国機関の指示を受け、自然保護区で多数の野生植物の標本や種子サンプルを違法に発掘・採取し、違法に海外に輸送した。
- （カ）観光を名目に中国の自然保護区に複数回入り込み、大量の昆虫サンプルを採取し、国外に持ち出していた。
- （キ）中国の国家级湿地保護区と森林等において、検査機器を多数設置し、地理、気象、生物などの機密データを違法に収集した。

※国家安全部 WeChat 公式アカウント（公衆号：gh_b056d127ad86）より抜粋。

エ　関連規定（反スパイ法、刑法）

- （ア）「スパイ行為」の定義
「反スパイ法」第4条

「本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。

(一) スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動。

注：中国で発行されている反スパイ法の解釈本（王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈義」）によれば、「国外の機構」とは、「中華人民共和国の国境外の国・地域の機構、例えば、政府、軍隊及びその他の関係当局によって設立された機構を指す。また、上記の国外の機構が我が国国内に設立した支部機構若しくは代表機構も国外の機構に属する。」とされており、「国外の組織」とは、「主に中華人民共和国の国境外の国・地域の政党、社会団体、非政府組織及びその他の企業、事業組織等を指す。同様に、上記組織が中国国内に設立した支部組織若しくは代表組織も国外の組織に属する。」とされています。

(二) スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織及びその代理人に頼ること。

(三) スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家秘密、インテリジェンス及びその他国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供、又は国家の職員を策動、誘惑、脅迫、買収し、裏切るようにさせる活動。

(四) スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動。

(五) 敵に攻撃目標を指示すること。

(六) その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内において、又は中華人民共和国の公民、組織その他の条件を利用し、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。」

(イ) 刑法上の「スパイ罪」の罰則規定等

(a) 刑罰（いわゆる「スパイ罪」）

「刑法」第110条：スパイ組織に参加する、またはスパイ組織や代理人の任務を引き受け、敵に攻撃目標を指示する行為で国家安全に危害を及ぼした場合は、10年以上の懲役または無期懲役に処するとし、情状が比較的軽い場合は3年以上10年以下の懲役に処す

る。

「刑法」第111条：国外の機構、組織または人員のために、国家秘密またはインテリジェンスを窃取、偵察、買収、不法に提供した者は、5年以上10年以下の懲役に処するとし、その情状が特別に重い場合には、10年以上の懲役又は無期懲役に処し、情状が比較的軽い場合は、5年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

「刑法」第113条では、上記刑法第110条の罪や刑法第111条の罪等について、中国及び人民に対する危害が特別に重大、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処されることがあります。

この章の罪（国家安全危害罪）を犯した場合には、財産没収を併科することができるとしています。

(b) 行政罰

「反スパイ法」第54条により、行政拘留（15日以下）や罰金（5万人民元以下または違法所得の2倍以上5倍以下）に処される可能性があります。

※中華人民共和国反間諜法

（https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm）

※国家安全機関の行政法執行手続規定

（http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2024-04/26/content_8989528.html）

（7）写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等

写真撮影は、撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、撮影可能な場所なのか事前によく確認しておくことが肝要です。

特に、軍事関係の施設・設備、国境管理施設等の一部の公的施設等では写真撮影が厳しく制限されており、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモなどの政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、携帯電話やカメラ、パソコン等の記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。

政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています（「集会遊行示威法」等）。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。ビラを配布しただけでも、その記載内容が違

法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることになります。

中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、外国人や外国の宗教団体が中国政府の宗教当局の許可なしに独自に中国人や外国人への宗教活動を行うことはできません。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない者による宣教活動や集会等はすべて違法行為とみなされ、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされ、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受ける例があります。

中国では集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。100人以上の集会の開催は公安局（派出所）への届出が必要で、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間等、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されることもあるため、主催団体等より、早めに公安局に届け出ることが肝要です。100人未満であっても、外国人が集まるだけで監視対象となり、それが中国の政治体制や社会秩序に反する活動（反政府集会、非合法宗教集会等）とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。

（8）監視

中国では街中に監視カメラが設置されており、犯罪を未然に防止する等の措置がとられています。
携帯電話やパソコン等の通信機器は、機器やアプリを通じて盗聴されていることを認識してください。また、WeChat等のSNSの他、電子メールのやり取りについても、同様の状況にあることを意識して利用してください。

（9）対日感情

中国においては、反日的なSNS、動画投稿が恒常的に見られる他、普段から日本人であるというだけで嫌がらせをされる事案が発生していますので、常に反日感情をもった中国人がいることを意識してください。

また、一部の中国人は日本人の言動に敏感なところがあるため、節度ある言動が望まれます。特に、日本語の罵り言葉は比較的広く浸透しており、思わぬトラブルになるので、注意が必要です。

その他、過去の歴史にかかわる例えば以下のような日において、日本関連の行事を開催する場合

は慎重な検討が望れます。

- 5月 4日（1919年） 五・四運動（反帝国主義、反封建主義運動）
6月 5日（1941年） 重慶爆撃記念日
※7月 7日（1937年） 蘆溝橋事件
8月15日（1945年） 終戦の日
※9月 3日（1945年） 「抗日戦争勝利記念日」
9月11日（2012年） 尖閣諸島の取得・保有
※9月18日（1931年） 柳条湖事件（満州事変）
11月21日（1894年） 「旅順虐殺」
※12月13日（1937年） 南京事件（「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」）
- また、上記※の日については特に注意し、外出の際には不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも留意して安全確保に努めるようお願いします。

日本や日中関係を巡って中国人の対日感情が悪化した場合、日本の大使館や総領事館、企業や商店を標的としたいわゆる反日デモ等が発生することがあります。街中でデモ等を見かけた場合は、近づかないようにし、その場を離れてください。2012年には、尖閣諸島を巡って中国国内で中国人の反日感情が高まり、各地で抗議デモが発生し、大使館、総領事館や日系企業が被害に遭った他、日本人への暴行や日本人をタクシーには乗せない、ホテルに宿泊させない等の嫌がらせ事案が発生しました。

（10）旅行制限

チベット自治区への入域に際しては、旅行会社を通じて「入境証」を事前に取得する必要があります。

中国には、外国人が許可なく自由にいける「開放地区」と制限区域に該当する「未開放地区」（立入禁止区域）があります。一部の地域が「未開放地区」とされていますが、そのリストが公開されていないため、外国人にとってはその存在が非常に分かり難くなっています。特に、外国人の訪問が少ない地域を訪れる場合には、同地が「未開放地区」でないかどうか、事前に当局や旅行会社を通じて事前に訪問の許可を取り付ける必要があります。

3. 査証、出入国審査

（1）査証（ビザ）、出入国審査

11月22日、中国政府は日本に対し、一般旅券保持者のビザ免除措置を適用する旨発表しました。

た。期間は令和6（2024）年11月30日（北京時間0時）から令和7（2025）年12月31日（北京時間24時）までで、ビザ免除となる滞在期間は30日以内としています。

対象は商業・貿易、観光、親族訪問、交流・訪問としており、留学や就労等これら以外の目的による入国は、引き続き入国前にビザを取得する必要があります。APEC・ビジネス・トラベル・カード（ABTC）を所持する方等は引き続き査証の取得は不要とされています。

また、2020年3月28日以前に発給された有効期限内の査証は有効とされています。

（2）中国政府による防疫措置

現在、中国出入国にあたって、PCR検査、抗原検査、指定施設における隔離及び健康申告の類いは不要となっています。

2020年から約3年弱、中国政府により中国国内で厳格な隔離政策がとられた経緯があります。このため、感染症の蔓延や情勢の変化により、今後もこのような措置があり得ることにご留意ください。

（3）出入国審査

外国人（14歳～70歳）は中国出入国時に指紋を照合されるとともに顔画像を撮影されます。

また、中国の出入国審査では「自動化ゲート」が利用可能です（長期滞在者のみ、要事前登録）。但し、「自動化ゲート」を利用するとパスポート出入国印が押されません。ホテル宿泊の際に入国日を確認されることがあるため、「自動化ゲート」利用の際は、出入国の証憑を印刷するサービスがあるので、これを併せ利用することをお勧めします。

（4）税関手続

ア 現金

外貨の持ち込みは5,000米ドル相当額+20,000人民元までです。持ち出しは5,000米ドル相当額+20,000人民元までです。外貨を持ち出す場合、5,000米ドルを超える場合は預金銀行での「携帯外匯出境許可証」の取得が、10,000米ドルを超える場合は、外貨管理局の「携帯外匯出境許可証」の発行を受けた上で預金銀行での「携帯外匯出境許可証」の取得が必要です。人民元については持ち込み、持ち出しどもに20,000元までです。なお、人民元を外貨へ換金する場合は、外貨から人民元へ換金した際の換金証明書が必要とされています。

イ 物品

中国国外では一般的な内容であっても「有害」とみなされる場合があります。中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物や記憶媒体（ポルノ含む）は持ち込み禁止です。貴重文物（文化財・古美術・骨董品類）、絶滅に瀕する貴重動植物（標本を含む。）及びその種子・繁殖材料等は持ち出し

禁止です。特に地図の持ち出しや持込み、持ち出しについては注意してください。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておくことが必要です。

(5) 出国制限

「出入国管理法」には、未結了の民事事件を抱え、裁判所から出国許可を得ていない場合、外国人は出国できません。実際に、民事事件の被告となり中国を出国できなくなった日本人がいます。また、パスポートを差し押さえられることもあります。

また、「出入国管理法」には、刑事事件の被告人または被疑者である場合、刑事罰の執行が完了していない場合、外国人は出国できないこともあります。

4. 風俗、習慣、健康等

(1) 少数民族

中国ではそれぞれの民族の風俗、習慣への配慮が必要です。中国には漢族のほかに55の少数民族があり、総人口の約8%を占めています。都市部においても教義にのっとり飲酒をしない者（回族など）があり、チベット自治区や新疆ウイグル自治区においては、独自の信仰を有する少数民族が多数居住しています。

(2) 飲酒

中国では、年配者や地方在住者を中心に、宴席でお酒の一気飲みを要求する習慣があります。「白酒（バイチュウ）」というアルコール度数の高い蒸留酒もあり、これを何度も一気飲みするのは危険です。過度な白酒の飲酒で毎年日本人が死亡しています。また、酩酊状態でパスポートを含む貴重品を紛失する方も多数います。身体や所持品の安全確保のためにも節度のある飲酒を心がけてください。

緊急時への対応について

1. 基本的心構え

緊急事態とは、不特定多数の人々が巻き込まれる可能性がある大規模災害、事件・事故、各種デモ（反日デモを含む。）、テロ、および感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）の発生等のように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、流言蜚語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないようにすることが重要です。

2. 常日頃からの準備が重要です。

当館からの連絡が確実に受けられるよう、3か月以上滞在する方は「在留届」を提出、3か月未満の渡航を予定されている方は「たびレジ」に登録するとともに、緊急事態の発生時に連絡できるよう、旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

～「在留届」、「たびレジ」、の登録はこちらから～

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

会社等企業においては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。緊急事態の様相や状況によって異なりますが、各種連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくと、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

～「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」はこちらから～

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13gaimusho.html

緊急事態の発生時には、各種の行動が制限され、長期にわたる外出制限や、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメン等の食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。また、一般的に1日に必要な飲用水は3リットルとされています。

3. 緊急事態が発生した場合、まずは正確な情報の入手に努めてください。

当館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信し、在留邦人・旅行者の安否を確認し、支援を必要とされる邦人の方々に対応します。各種緊急情報は以下の手段で伝達します。加えて、政府当局や日本の報道機関の協力を得て各種緊急情報を広く共有しますが、ご自身でテレビやインターネット等を通じて、最新の報道にも注意してください。

- メールの送信
- 当館ホームページへの掲載
- 在留届で登録された連絡先への連絡
- 各地日本人会や日本人学校等の連絡網を通じた伝達
- 北京においては、緊急連絡拠点公寓を通じた連絡

4. 必要に応じ、大使館に通報してください。

現場の状況のうち通報する必要があると思われるものは、自身の安全確保に注意し、当館、各地日本人会等に連絡してください。

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるときは、公安に通報し、救護を求める等、適切な措置をとるとともに、迅速かつ詳細にその状況を当館に通報してください。

5. 避難する必要が生じた時の心得

緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしている方が安全であることもあり得るので、軽挙妄動は慎むよう心がけてください。

当館から退去あるいは引き揚げ勧奨の連絡があった場合は、帰国の是非を検討してください。

事態が逼迫して、当館から、引き揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、速やかに指示のあった最寄りの場所に集結をしてください。

緊急時の連絡先

1. 当地緊急通報先

- ◎ 警察 : 110
- ◎ 消防 : 119
- ◎ 交通事故 : 122
- ◎ 救急車 : 120 または 999
- ◎ 番号案内 : 114

2. 問い合わせ先

	代表電話（中国：+86）	管轄地域
在中国日本国大使館	(010) 8531-9800 (010) 6532-5964 (邦人援護)	北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、河南省、湖北省、湖南省、チベット自治区、陝西省、甘肃省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区
在広州日本国総領事館	(020) 8334-3009	広東省、福建省、広西チワン族自治区、海南省

在上海日本国総領事館	(021)5257-476 6	上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省
在重慶日本国総領事館	(023)6373-358 5	重慶市、四川省、貴州省、雲南省
在瀋陽日本国総領事館 (在大連領事事務所)	(024)2322-749 0 (0411)8370-40 77	遼寧省、吉林省、黒龍江省 (大連市)
在青島日本国総領事館	(0532)8090-00 01	山東省
在香港日本国総領事館	(+852)2522-11 84	香港特別行政区、マカオ特別行政区

3. レファレンス

外務省海外安全ホー ムページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/	「在留届」提出 海外安全情報など
在中国日本国大使館	https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	緊急時の連絡先など
駐日中国大使館	http://www.china-embassy.or.jp/jpn/	中国渡航手続きなど

緊急時の中国語

(下線に漢字を書いて相手にその文章を見せてください)

(日本語) 私は日本人です。_____といいます。

(中国語) 我是日本人。我叫_____。

(日本語) 私は_____に泊まっています。

(中国語) 我住在_____。

(日本語) 私を_____まで連れて行ってください。

(中国語) qǐngsòng wǒ dào 请送我到_____。

(日本語) (電話番号) まで電話をかけてください。

(中国語) qǐng bǎ dà diànhuà 请拨打电话_____ (電話番号) _____。

(日本語) 警察を呼んでください。

(中国語) qǐngjiào jǐngchá 请叫警察 (报警) 。

(日本語) 救急車を呼んでください。

(中国語) qǐngjiào jiùjūchē 请叫救护车。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) qǐng dài wǒ qù yīyuàn 请带我去医院。